

告示第 120 号

太子町こどもの居場所実施要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 9 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町こどもの居場所実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「こどもの居場所」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 太子町児童育成支援拠点事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第 4 条に規定する支援対象者をいう。
- (2) 事業者 補助金交付要綱第 3 条に規定する対象事業者をいう。

(利用の決定等)

第 3 条 こどもの居場所の利用を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、こどもの居場所利用申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で利用を決定し、こどもの居場所決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 町長は、こどもの居場所を利用している対象者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者との情報共有及び協議を踏まえ、利用を停止又は休止することができる。

- (1) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請者又は利用者から終了相談があったとき。
- (3) その他町長が利用を不相当と認めるとき。

4 その他町長が必要と認める場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する手続きを経ることなく、利用の決定等を行うことができる。

(費用負担)

第 4 条 こどもの居場所に係る利用者の費用負担は、無料とする。ただし、事業者が利用者からやむを得ず徴収を必要とするときは、事前に町と協議しなけれ

ばならない。

（利用状況等の報告）

第5条 事業者は、毎月10日までに前月分の利用状況等について、支援状況報告書により町長に報告するものとする。

2 事業者は、他の支援の必要性が認められるなど利用者の状況に変化がみられたときには、町長に報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 事業者及びその職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を適切に管理するとともに、正当な理由なく、漏らしてはならない。この場合において、利用終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（関係機関との連携）

第7条 町及び事業者は、対象者がこどもの居場所の利用に繋がるように学校等の関係機関に対し、こどもの場所を周知するとともに、必要な連携が図られる体制づくりに努めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。